

防衛省改革の取組みについて

1. 21年度の防衛省組織改革に関する措置
2. 22年度における防衛省組織改革に関する基本的考え方
3. 田母神前航空幕僚長の更迭事案等について
4. 護衛艦「あたご」と漁船「清徳丸」の衝突事故について
5. 海上自衛隊抜本的改革について

21年度の防衛省組織改革に関する措置

1. 具体的内容

防衛大臣を補佐する体制を強化し、文民統制の徹底を図るため、形骸化している防衛参事官を廃止し、以下の措置を実施。

(1) 防衛会議（仮称）の法律上の新設

防衛大臣をはじめとする政治任用者、文官、自衛官の三者が一堂に会して防衛省の所掌事務に関する基本の方針について審議する機関として、防衛会議を法律上新設。

（ 構成員は、防衛大臣ほか、防衛副大臣、防衛大臣政務官、防衛大臣補佐官、
防衛事務次官、官房長・局長、各幕僚長及び情報本部長。 ）

(2) 防衛大臣補佐官（仮称）の新設

防衛省の所掌事務に関する重要事項に関し、自らが有する高い見識に基づき、防衛大臣に進言等を行う防衛大臣補佐官を3人以内置くこととし、防衛大臣が政治任用（21年度においては非常勤）。

(3) その他

- 防衛省改革担当審議官(防衛省改革総括官)の新設。
- 防衛省改革推進室の新設。

2. 今後の予定

- 防衛省設置法及び自衛隊法の改正。
- 防衛会議に関する細部事項を定める省令の策定等。

22年度における防衛省組織改革に関する基本的考え方

20年12月
防衛省

本年7月15日に防衛省改革会議の報告書（報告書）がとりまとめられ、防衛省としては、報告書に示された提言を実現するため、7月18日に防衛大臣を本部長とする防衛省改革本部を設置し、8月26日に「防衛省における組織改革に関する基本方針」及び「防衛省改革の実現に向けての実施計画について」をとりまとめた。

爾後、防衛省改革を早期にかつ計画的に実現するため、防衛会議の法律上の新設を含む21年度における措置の実施のための作業を行うとともに、22年度組織改革に向けて省内で精力的な検討作業を行っているところである。

今回、22年度における抜本的な組織改革について、その後の検討作業により、基本的な方向性等が得られたことから、これらを取りまとめ、「22年度における防衛省組織改革に関する基本的考え方」として示すこととする。

今後、この基本的考え方に基づき、前航空幕僚長に関する事案も踏まえつつ、省内の検討作業を推進する。

1 組織改革の目的

抜本的な組織改革については、不祥事の再発を防止するため、報告書で提言された改革の3原則をより確実にかつ効果的に実行するとともに、今日の自衛隊を取り巻く安全保障環境の変化や自衛隊に求められる役割の重要性に鑑み、文民統制を確保しつつ、人材を有効に活用して自衛隊を積極的・効率的に機能させることができるようにするために、行うものである。

こうした目的の下、文官と自衛官との一体感の醸成と協働体制の確立を図りつつ、防衛政策局の機能強化、統合幕僚監部の機能強化、整備部門の一元化、管理部門及び人事、教育・訓練部門における施策を行う。

2 文官と自衛官との協働体制の確立

文官と自衛官は、それぞれ専門的知識や経験を持っており、内部部局、統合幕僚監部、各幕僚監部等において、両者が混在して、あらゆる局面で協働することが、防衛省・自衛隊の全体最適のためには必要である。

このため、現在の制度では困難な自衛官の内部部局における定員化を制度化するとともに、その専門性に応じて文官と自衛官を適切に配置し、真に文官と自衛官が協働できる体制を構築する。

3 防衛政策局の機能強化

(基本方針)

防衛政策の企画・立案・発信機能を向上させるため、次長クラス以下に自衛官を組み入れることなどにより、防衛政策局を拡充する。

(実施計画)

- 中長期的な観点からの防衛政策の企画立案機能の強化、国外における地域ごとの多様な安全保障上の課題に適切に対応し得る機能の強化などに留意し、防衛政策局を組織改編。
- 機能が強化される統合幕僚監部、陸・海・空幕僚監部との関係の整理、新たな防衛力整備部門との適切な連携。
- 防衛政策局の次長クラス以下に自衛官を配置するなど、文官と自衛官を混在させる組織に改編。

(1) 新たな防衛政策局構築の基本的方向性

① 防衛政策の要としての機能強化

我が国の安全保障を確保するため防衛省・自衛隊の役割は益々増大する傾向にあるが、安全保障分野において内閣総理大臣及び防衛大臣を適切に補佐し、文民統制をさらに徹底し、より実効的な政策を実施するためには、官邸の司令塔機能の強化と合わせ、我が国の防衛政策の要となるべき防衛政策局の機能を強化することが必要である。

② 整合のとれた防衛政策遂行体制の構築

22年度の組織改革において、運用企画局が廃止され統合幕僚監部の機能が強化されるとともに、防衛力整備部門が新たに創設されるなど、防衛省の組織が抜本的に改編されることとなるが、防衛政策局においては、各幕僚監部や新たな整備部門などと緊密に連携するための機能を強化し、防衛省全体として整合のとれた防衛政策を遂行できるような体制を構築する。

(2) 組織改革の具体的な方向性

① 中長期的な観点からの防衛政策の企画・立案・発信機能の強化

報告書においては、官邸の司令塔機能の強化を図るため、官邸が我が国としての安全保障戦略を策定することが提言されていることから、防衛省としては、例えば、「防衛戦略（仮称）」を策定するなど、官邸による戦略の策定に積極的に寄与し、中長期的かつ総合的な観点から防衛政策を企画・立案し、発信する機能を強化する。

② 国際的活動を含む国際・地域分野での政策の企画・立案機能の強化

我が国の安全保障をより確固たるものとするため、防衛省・自衛隊による国際的活動が一層求められており、また、防衛省として、国外における地域毎の多様な安全保障上の課題に適切に対応する必要がある。

中長期的かつ総合的な防衛政策の企画・立案・発信機能とともに、上記のような役割に資するよう、各種情報の収集・分析能力を強化するとともに、情報部門、運用部門と連携し、国際的活動を含む国際・地域分野での政策の企画・立案機能を向上し、あわせて防衛交流・多国間安保対話・軍備管理・軍縮等を戦略的に実施する体制を強化することが必要である。

③ 防衛政策局における自衛官の配置

上記のような防衛政策局の機能強化を図るため、次長クラス以下に自衛官を組み入れることとし、防衛政策の企画・立案の際、自衛官の知見や経験を直接反映できる体制を構築する。

4 統合幕僚監部の機能強化

(基本方針)

自衛隊の運用に関する機能を一元化するため、運用企画局を廃止し、その機能を統合幕僚監部に移管するとともに、副長クラス以下に文官を組み入れるほか、統合幕僚長と各幕僚長との関係も考慮しつつ、統合幕僚監部の機能を強化する。

(実施計画)

- 運用企画局を廃止し、統合幕僚監部にその機能を移管することにより、自衛隊の運用機能を一元化。
- 自衛隊の運用に関する重要な事項、例えば、部隊出動の決定などについては、防衛政策局を通じて、防衛会議の審議を経て、防衛大臣が決定する仕組みを確立。
- 統合幕僚監部は、副長クラス以下に文官を配置するとともに、統合幕僚長と各幕僚長との関係も考慮しつつ、自衛官と文官を混在させる組織に改編。

(1) 新たな統合幕僚監部構築の基本的方向性

自衛隊を抑制的に管理し、防衛力整備を重視する時代から、大規模災害、不審船等各種事態への対処、国際平和協力活動の実施など多様な役割を果たす自衛隊をよりの確に運用する時代へと変化し、我が国を取り巻く安全保障環境の変化や危機管理意識の高まり等もある今日、各種事態に迅速かつ実効的に対応し得るよう、運用企画局を廃止し、自衛隊の運用を一元的に担う新たな統合幕僚監部を構築する。

なお、その際、自衛隊の統合運用の実効性をより高めるため、統合幕僚長と陸・海・空幕僚長との関係について検討し、適切な措置を講ずる。

(2) 組織改革の具体的な方向性

① 運用企画局の廃止

運用企画局と統合幕僚監部の実態としての業務の重複に起因する責任の不明確な部分を解消するとともに、一つの組織の下で合理的かつ一体的に業務を行い得るよう、運用企画局を廃止し、基本的に、その機能を統合幕僚監部に担わせることとする。

その結果、運用企画局が所掌している「自衛隊の行動の基本に関すること」は、内部部局の所掌事務として維持しないこととする。

新たな統合幕僚監部は、自衛隊の運用に係る制度の企画・立案や他府省との連絡調整などの機能を遂行することとなるが、その具体的な業務の範囲については、新たな統合幕僚監部の役割や、統合幕僚監部と「防衛及び警備の基本に関すること」等を所掌する防衛政策局との関係を考慮しつつ決定する。

なお、新たな統合幕僚監部の業務に関する具体的な国会対応の在り方については、今後、検討し、結論を得る。

② 統合幕僚監部における文官の配置

自衛隊の運用については、国内外の政治情勢等を考慮しつつこれを行っていくことが必要であることや、統合幕僚監部の新たな役割として、上記の自衛隊の運用に係る制度の企画・立案機能、他府省等との連絡調整機能等を付加することに伴い、新たな統合幕僚監部の副長クラス以下に文官を組み入れた体制を構築する。

③ その他

現在運用企画局が所掌する「部隊訓練の基本に関すること」については、内部部局が行うことが適切な業務については内部部局が所掌するとともに、「防衛省の情報システムの整備・管理に関すること」、「指揮通信の基本に関すること」、「電波監理の基本に関すること」等とあわせ、内部部局と統合幕僚監部の所掌について、今後整理する。

5 防衛力整備部門の一元化

(基本方針)

防衛力整備の全体最適化を図るため、内部部局と陸・海・空幕僚監部の防衛力整備部門を整理・再編して、防衛力整備事業等を一元的に取り扱う新たな防衛力整備部門を創設する。

その際、一元的に取り扱う整備事業等の範囲や新たな部門の組織の在り方（内部部局の局又は特別の機関のいずれに位置付けるのか）については、速やかに結論を得る。

統合幕僚監部は自衛隊の運用上の観点から、また陸・海・空幕僚監部は人事・教育・訓練・補給等の観点から、それぞれ、防衛力整備部門に対して必要な意見を述べることができる制度を確立する。

(実施計画)

○ 防衛力整備の全体最適化を図るため、防衛力整備部門を整理・再編して、防衛力整備事業等を一元的に取り扱う新たな部門を創設。

その際、一元的に取り扱う整備事業等の範囲や新たな部門の組織の在り方（内部部局の局又は特別の機関のいずれに位置付けるのか）については、速やかに結論を得ることが必要。

○ 防衛力整備に関する重要な事項については、防衛会議の審議を経て、防衛大臣が決定する仕組みを確立。

○ 統合幕僚監部や陸・海・空幕僚監部により運用上の全体最適化の観点や現場部隊のニーズが防衛力整備に適切に反映されるような仕組みを確立。

○ 新たな整備部門は、文官と自衛官を混在させる組織として創設。

(1) 新たな整備部門構築の基本的方向性

防衛力整備の全体最適化を図るためには、各自衛隊の組織・定員・編成・装備・配置について全体構想・計画を策定するとともに、個々の施策は常に全体の目標に適合するよう計画・措置され、かつ優先度を踏まえた予算の集中運用や各種事業の統合・共通化による効率性の追求なども行い得るよう各年度の予算が全体最適化の考えの下に編成されることにより、防衛省として統一的で効果的・効率的な防衛力整備事業等を行うことが必要である。

このため、内部部局、各幕僚監部の防衛力整備部門を統合して、整備事業等を一元的に取り扱う新たな防衛力整備部門（整備部門）を創設する。

(2) 組織改革の具体的な方向性

① 新たな整備部門の業務

新たな整備部門は、防衛力整備事業等を一元的に取り扱うこととし、このため、防衛省として統一的な整備構想の策定、整備計画の策定、年度予算の編成・執行等の総括、内閣官房等との調整を実施する。

また、我が国の防衛力の主要な構成要素である各自衛隊の主要な部隊、主要装備、共通装備、システム関連装備、研究開発、自衛官定数、事務官等定員などについては、それらの整備構想・計画の策定等を行うとともに、年度予算要求等の予算編成作業を実施する。

② 一元化の例外

各自衛隊の隊務と密接に連携する事項については、各自衛隊の隊務を円滑に実施し得るよう、一元化の例外として、各幕僚監部で取り扱うこととするが、最終的に、新たな整備部門は、これらの業務をとりまとめ、防衛力整備の全体最適化を実施する。

③ 新たな整備部門の組織の在り方

新たな整備部門については、内部部局の局とすることを基本として、今後、具体的な業務要領、具体的な組織構造などについて検討・検証を行うこととする。

6 管理部門及び人事、教育・訓練部門における施策

(基本方針)

管理部門については、内部部局・統合幕僚監部、陸・海・空幕僚監部の業務の重複を避け、極力統合化を図る。

自衛官の人事、教育・訓練部門については、陸・海・空幕僚監部が主たる責任を負うとともに、内部部局も制度や政策面から統一的に防衛大臣を補佐する体制を構築する。

(実施計画)

○ 管理部門においては、各機関の重複を避け、防衛省として統合的に遂行すべき分野であることから、極力統合化。

○ また、同部門については、内部部局に自衛官を積極的に登用するなど、文官と自衛官を混在させる組織に改編。

○ 自衛官の人事、教育・訓練部門については、陸・海・空幕僚長の下で各幕僚監部が主たる責任を負うとともに、内部部局も制度や政策面から統一的に防衛大臣を補佐する体制を構築。

(1) 管理部門

管理部門については、内部部局と各機関の重複を避け、防衛省として統合的に業務を遂行すべき分野であることから、極力統合化を図り、業務の効率化と人材の有効活用を行う。

具体的な検討においては、類似的業務を実施しているもの、同一業務を分担して実施しているものなどに着目して、実際の業務の重複性の観点から整理・集約し、各幕僚監部による隊務の運営に支障を来さないよう留意しつつ、必要に応じて組織を見直すとともに、業務要領を改善・効率化する。

(2) 人事、教育・訓練部門

自衛官の人事、教育・訓練部門については、各幕僚監部が主たる責任を負うべき分野であるとの観点から、各幕僚監部が行う具体的事項を整理するとともに、制度や政策面から統一的に防衛大臣を補佐するとの観点から、内部部局が行う具体的事項を整理し、内部部局と各幕僚監部が行う業務の一層の適正化を図るものとする。

具体的検討においては、内部部局と各幕僚監部の業務の重複を避けることに留意しつつ、内部部局と各幕僚監部との間などの業務要領を精査し、必要に応じて規則改正などを実施する。

7 その他

(1) 専門部会の設置

上記のような22年度における抜本的な組織改革の具体的な在り方を検討するため、今後速やかに、防衛省改革本部の下に専門部会を設置し、具体的な編成案や新たな業務要領に関する検討などを行い、防衛省改革本部として、来年8月末に向けて、22年度概算要求のための作業を精力的に行うこととする。

(2) 業務に関する検証

抜本的な組織改革については、真に機能する改革とするため、不必要な混乱を招かないよう、新たな組織へ円滑な移行を行うことが必要であることから、今後、業務に関する検証を行い、22年度における組織改革を実現することとする。

田母神前航空幕僚長の更迭事案等について

1 はじめに

平成 20 年 10 月 31 日、田母神俊雄前航空幕僚長（「前空幕長」）が、民間企業主催の懸賞論文（「本件懸賞論文」）に対し、「日本は侵略国家であったのか」と題する論文（「本件論文」）を応募し、その中で、先の大戦に関する政府の認識と明らかに異なる見解や憲法に関連する重要な事項について不適切な形で見解を述べていたことが明らかになった。

防衛省においては、本事案を受け、事実関係について調査を実施するとともに、再発防止策を検討してきた。現在、所要の調査の全てを終了しているわけではないが、これまでに判明した調査結果及び検討中の再発防止策の概要は以下のとおりである。

2 前空幕長の更迭事案の概要

（1）防衛省の対応

10 月 31 日、防衛省において本件論文の内容を確認したところ、本件論文には、先の大戦に関する政府の認識と明らかに異なる見解や憲法に関連する重要な事項について不適切な形で見解が述べられていることが明らかになった。防衛大臣は、航空幕僚長という立場にある者が、このような論文を公にすることは、航空幕僚長として相応しくない不適切なものであり、このような者が引き続きその職に留まることは望ましくないことから、内閣の承認を得た上で、同日付で航空幕僚長の任を解き、航空幕僚監部付とする措置を講じた。

防衛省としては、累次にわたり、前空幕長に対して辞任を説得したが、前空幕長は「辞任をすれば自分の間違いを認めたこととなる」として辞

任を拒否した。また、防衛省としては、11月1日以降、累次にわたり、懲戒手続の審理の辞退の意思につき確認を行ったが、前空幕長は、審理手続を辞退する意思はなく、徹底的に議論する旨の意向を示したことから、迅速な懲戒手続に協力を得られる見込みもなかった。

このため、防衛大臣としては、勤務期間を最大限延長した場合の退職となる日（平成21年1月21日）までに懲戒手続を完了することが困難であると判断するとともに、前空幕長のこのような姿勢を踏まえ、前空幕長に空将という航空自衛官の身分を保有させたままにしておくことは好ましくないと判断し、これらを総合的に勘案し、現実的にとり得る最も厳しい措置として、11月3日付で前空幕長を勤務延長期限の繰上げにより退職させた。なお、前空幕長の退職手当については、国家公務員退職手当法の規定に従い、本年12月2日に支払いを行った。

（2）関係者の処分等

11月4日、本事案について防衛大臣から麻生総理大臣に報告を行った際、麻生総理大臣から「再発防止のための措置を徹底すること」、「監督責任を明確にすること」及び「国会、国民にきちんと説明すること」との指示を受けた。

防衛省としては、麻生総理大臣の指示も踏まえ、監督責任を明確にするため、防衛事務次官、人事教育局長及び大臣官房長の処分を実施した。また、本事案の重大性を重く受け止め、防衛大臣、防衛副大臣及び防衛大臣政務官も給与を国庫に自主返納した。

3 他の自衛隊員による論文の応募

これまでの調査により、前空幕長以外に、97名の航空自衛官が本件懸賞論文に対して論文を応募していたことが確認されたが、これら航空自衛官が応募に至った経緯は以下のとおりである。

（1）航空幕僚監部人事教育部

航空幕僚監部人事教育部教育課長（「教育課長」）は、本年5月15日、

同日付の新聞を閲覧中に、本件懸賞論文の募集広告を発見した。教育課長は、5月19日の空幕内の定例ミーティングにおいて、前空幕長以下の幹部に対し本件懸賞論文について紹介を行い、同日及び5月20日、本件懸賞論文を周知するためのFAXを航空自衛隊の各部隊等に送付させた。

また、航空幕僚監部人事教育部長（当時。「前人教部長」）は、部隊における認知度を向上するためとの教育課長の上申に同意し、自己の名で航空自衛隊の各部隊等の司令官等に対して本件懸賞論文を紹介する6月12日付の書簡を送付した。

（2）第6航空団

8月4日、第6航空団（「6空団」）司令は、上記空幕等による紹介も踏まえ、若手幹部に対して、本件懸賞論文と同じ「真の近現代史観」を論題とする幹部論文の作成を命じる旨の指示を発出した。6空団司令は、当初、優秀論文のみを選定して応募する方針であったが、そもそも論文の応募は個人の判断によるべきものであること等から、優秀論文に限らず応募する方針に改めた。このような6空団司令の方針転換を受け、6空団司令部は、論文62本を各隊員が記載した応募用紙とともに取り纏め、本件懸賞論文締切後の9月3日に応募した。

（3）航空救難団

航空救難団司令部は、前人教部長の書簡等を踏まえ、6月30日、本件懸賞論文を周知するとともに、応募は個人参加である旨を内容とする事務連絡を発出した。なお、最終的には、16名の航空救難団所属隊員が各個人の判断で応募した。

（4）前空幕長の関与

これまでの調査によれば、本件懸賞論文について、前空幕長による紹介行為や応募の指示といった関与は確認されていない。

(5) 航空自衛官が応募した論文の内容

防衛省としては、自衛隊員の個人的見解が示された論文そのものを公表した場合、隊員の基本的人権を害するおそれがあること及び今後の論文教育の円滑な実施を著しく害するおそれがあることから、論文そのものを部外に公表することが適切であるとは考えていない。

このような前提で、防衛省としては、97名分の論文について強制に当たらない範囲で内容の確認作業を実施したが、これまでのところ、その内容、応募した自衛官の職務や階級、論文の応募の経緯等を総合的に勘案して、問題があると評価するべき事例はなかった。

4 自衛隊における歴史教育等の現状

(1) 自衛隊における歴史教育の位置付け

自衛隊員が広い視野を持ち、歴史を客観的に理解することは、自衛隊が国民の期待と信頼に応え、適切に任務を遂行していくために不可欠である。自衛隊においては、学生の階級や職種に応じて各種の課程教育を行っており、この中で、歴史についても所要の教育を行ってきたところである。

(2) 将来の高級幹部を養成する課程における歴史教育

自衛隊の高級幹部となる者は、防衛大学校、陸海空自衛隊の幹部候補生学校・幹部学校、統合幕僚学校、防衛研究所において、各段階に応じた教育を受けているほか、術科・職種の分野別の専門性の高い教育を受けている。

自衛隊においては、幹部学校等で行われる指揮官又は幕僚としての資質を養成するための課程を対象として、各課程における歴史教育の実態を調査したが、そのほとんどは客観的事実とこれに基づく戦訓等を教育する戦史教育であり、一部の部内作成教材に誤解を招くおそれのある表現のものが数件あったほかには、使用教材に政府の認識とは明らかに異なる記述が見受けられないなど、教育内容に特段の問題は確認できなかった。

なお、幹部学校、統合幕僚学校、防衛研究所において、戦史以外の歴史教育は、統合幕僚学校の教育課程の課目である「歴史観・国家観」などの一部であった。前空幕長の統合幕僚学校長在任中に新設された同課目については、講師の構成が、平成15年の創設以来大きな変更がなく、また、これが全体としてバランスを欠いていたと言わざるを得ない。

（3）自衛隊の幹部教育が前空幕長の懸賞論文に与えた影響

（2）で述べたとおり、これまで調査した範囲においては、前空幕長の懸賞論文にあるような政府の認識と明らかに異なる見解を一方向的に教育している事例は確認できなかった。

なお、前空幕長は、11月11日の参議院外交防衛委員会において、本件論文に記述されている知識については、職務に伴って得たものではなく、私的な研究の結果得たものである旨の答弁をしている。

5 評価及び問題点

（1）前空幕長による論文の応募

本事案は、一個人の単なる意見表明にとどまるものではなく、航空幕僚長という自衛隊の要職にある者が、政府の認識と明らかに異なる見解等が含まれた論文を公表し、防衛省・自衛隊に対する国内外の信頼を傷つけ、文民統制の面からも適切ではない、重大な事案である。

防衛省としては、自衛隊員が独自の見解を有することや、公に発言することを一概に問題視するものではない。自衛隊員にも、思想、信条の自由や表現の自由といった基本的人権が保障されていることは当然であり、防衛省として思想の統制やいわゆる「検閲」を行うことは適切ではないと考えている。また、自衛隊員が、有する経験や専門的知識に基づき適切な形で意見を述べることは、我が国の安全保障にとって必要なことであると考えている。

しかしながら、いかなる場合でも、自衛隊員、特に航空幕僚長のような幹部は、その社会的立場に留意し節度ある行動をとることは当然である。実力組織である自衛隊を運用し、任務を遂行するという重い責任を

有している自衛隊員は、自らを格別に厳しく律する必要がある。自衛隊員が広い視野を持ち、歴史を含め様々な事項に関する客観的な理解や、自らの行動がもたらす影響に対する冷静かつ慎重な判断力など、実力組織を扱うに相応しい資質を有していることは、防衛省・自衛隊に対する国民の信頼を得るための大前提である。

(2) 他の自衛隊員による論文の応募

ア 他の自衛隊員による論文の応募

一般に自衛隊員が論文を応募することは、自衛隊法や自衛隊員倫理法等の法令に違反するとは考えていない。また、私的な立場で論じた論文内容について、防衛省としては、いわゆる「検閲」を行うことも考えていない。97名の航空自衛官による今般の論文の応募そのものは、論文の内容、応募した自衛官の職務や階級、論文の応募の経緯等を総合的に勘案すれば、問題であったとは考えていない。

イ 空幕人事教育部の判断

教育課長は、航空自衛隊の教育に携わる者として、本件懸賞論文を各部隊に紹介したものであり、そのこと自体が直ちに問題となるものではない。しかし、部外への論文の応募は、仮にこれが入選し公表されれば、一定の社会的影響をもたらす可能性があり、その責任は応募した隊員個人にも帰せられることとなる。部外への応募を隊員に紹介する場合には、このような点について十分慎重な配慮を行う必要がある。

教育課長は本件懸賞論文について積極的に周知を図っているが、これは、単なる「周知」の範疇を超え、応募を要請していると理解されかねない行為であり、かつ、上述のような部外への応募に伴う問題を考慮すれば、より適切な配慮をすることが望ましかったと考えられる。

前人教部長は、教育課長の上司として監督すべき立場であったことから、部下の監理・監督の面で不十分な点があった。また、自己の名で書簡を発出しているが、前に述べたような部外への応募に伴う問題を考慮すれば、より適切な配慮をするべきであったと考えられる。

ウ 6空団の判断

6空団司令が、本件懸賞論文に関する空幕等からの紹介も踏まえ、部下に対して幹部論文の作成を指示したこと自体は、特に問題とされるものではない。また、6空団司令は、部隊として取り纏めて応募するなど、原則として個人の判断で行うべき本件懸賞論文への応募と部隊が行う幹部論文作成指導の境界が曖昧な面も見られるが、空幕等上級部隊からの紹介があった経緯等も踏まえれば、その行動に大きな問題があったとは考えていない。

エ 航空救難団の判断

航空救難団司令は、本件懸賞論文に関する空幕等からの紹介を受け、本件懸賞論文について部隊への周知を行ったものであり、上級司令部の紹介等を受けた部隊長の行動として、問題はなかったと思われる。

(3) 自衛隊員の教育

前述のとおり、これまで調査した範囲においては、統合幕僚学校の課目である「歴史観・国家観」については、講師の構成が全体としてバランスを欠いていたと考えられるほか、部内で作成した一部の教材において誤解を招くおそれのある表現のものを数件確認した。

一方、前空幕長は、職務ではなく歴史研究を通じて本件懸賞論文に示された歴史観を得ている旨国会で答弁している。自衛隊員、特に幹部は、広い視野を持つべく自己研鑽に努めることが期待されているが、自己研鑽である以上、各個人の努力に委ねられる面が大きいことは否めない。

6 再発防止策

本事案を踏まえ、防衛省においては、必要な再発防止策を検討してきたが、防衛省としては、上記経緯や問題点等を踏まえ、再発防止策の基本的方向として以下が挙げられると考えている。なお、具体的方策については、更に検討を深めるものとする。

(1) 高級幹部の自覚の徹底等

本事案は、航空幕僚長という要職にある者が、自らの社会的な地位に関する自覚が極めて不十分であったことが主因であったと考えられる。このため、防衛省としては、幕僚長のような要職にある者については、高級幹部としての職責の重さを各々が認識し、自らの社会的地位を踏まえた適切な言動を行う責任があることを十分に自覚することやより広い視野を持つべく自ら研鑽に努めることが重要であると考えており、かかる自覚の涵養を徹底していくこととする。

具体的には、幹部高級課程や将官への昇任時等において、自衛隊員の対外的な意見表明のあり方や文民統制等について理解を深めるための研修の機会を設ける等の措置をとることとする。

また、これまで自衛隊員の高級幹部への任命については、隊員の経歴、能力、人格等を総合的に判断して、任命を行ってきたが、今回の事案も踏まえ、高級幹部としての職責を十分に自覚した者が適切に任命されるよう、より一層適切な選考を実施していくこととする。

(2) 自衛隊員の教育と自己研鑽等

高級幹部がその職責の重さを認識し、自らの社会的地位を踏まえた適切な言動を行うとともに、より広い視野を持つためには、(1)で述べたように高級幹部の自覚を促すのみならず、初級幹部の段階から適切な教育と自己研鑽の機会を付与していく必要がある。

まず、自衛隊における教育は、文民統制の下、広い視野を養うべく統一のとれた方針に則って、これを実施するとともに、適切に実施されているか確認していく必要があり、そのために如何なる措置が必要か早急に検討を行う。とりわけ、前空幕長が新設した統合幕僚学校の「歴史観・国家観」については、見直しを行う。

また、自衛隊員は、幅広い自己研鑽を行って、視野を広げるとともに、自らの任務が防衛省内、更には日本社会全体の中に占める意味を理解しなければならない。かかる観点から、様々な機会等を通じて自己研鑽を奨励するとともに、多様な視点の書籍、文献等を紹介するなどして支援する。

さらに、国内外の大学・研究機関への留学、内部部局や他省庁での勤務など様々な行政経験の機会を一層増加させるよう、今後検討を進めることとする。また、高級幹部による訓示や部外講師による講演を行う場合等についても、客観的で幅広い視野を養うものとなるよう留意しつつ、実施していく必要があると考えている。

自衛隊における教育については、上述のような観点から、引き続き検証を行い、改善に努めることとする。

(3) 部外への意見発表手続の明確化等

現在、官房長通知（昭和 56 年 2 月 23 日）において、部外に対し、職務に関し意見を発表する場合には、あらかじめ上司に届け出ることとされ、また、事務次官、幕僚長等については、あらかじめ大臣官房長に通報するものとされている。

前空幕長が必要な通報を実施していなかったことを踏まえ、本事案のような事案の再発防止に向け、思想、信条の自由や表現の自由を始め、隊員の基本的人権に十分配慮しつつ、本手続についても改善を図る。

具体的には、私人の立場での意見発表であっても、意見の内容が職務に関係する場合は届出対象であることや、部外者が主催する懸賞論文や部外に頒布されている私的サークルの刊行物も届出対象であることを明記すること（届出対象の明確化）、届出・通報は文書で行い、可能な限り具体的な意見内容を併せて提出すること（届出内容の明確化）、届け出先となる職務上の上級者を明確に示すこと（届出先の明確化）等が考えられ、これらにより手続を明確にした上で一層の周知徹底を図る。

また、このような事前の届出手続の明確化のみならず、発刊された私的サークルの刊行物の内容についても、刊行物を受領した関係部局が適宜確認を行うなど、必要な措置を講じる。

護衛艦「あたご」と漁船「清徳丸」の衝突事故について

1 自動衝突予防援助機能（ARPA）について

護衛艦「あたご」のレーダー指示機 OPA-6E（レーダー表示装置）は自動衝突予防援助機能（ARPA: Automatic Radar Plotting Aids）を有している。本機能は、レーダー画面上で追尾している目標が、予め設定した一定の時間内に一定の距離に近接すると予測される場合、危険目標である旨画面に表示し、警報音を発生させるもの（注）である。

（注）例えば、設定距離及び時間をそれぞれ1000ヤード、5分と設定した場合、自艦の1000ヤード以内に近接すると予測される追尾中の目標が、自艦に最も近接する5分前に警報音が発生する。

2 ARPA に関する国会の議論

(1) 民主党川内博史議員からの質問概要

本年10月7日の衆議院予算委員会及び10月20日の衆議院テロ・イラク特別委員会において、川内議員から、本年3月の防衛省の「艦船事故調査委員会による調査について」、6月の海難審判理事所の申立書及び7月の防衛省改革会議報告書に、事故当時の ARPA の警報音の鳴動の有無について記述がないことについて質問があるとともに、事実関係を早急に明らかにすべき旨発言あり。

(2) 政府側の答弁概要

○ 官房長官より、防衛省改革会議の報告書は、捜査等に支障のない範囲で公表された文書などを基にしており、一定の制約のもとで書かれたものである旨説明。

○ 防衛大臣より、現在も捜査等が継続しており、現在の調査状況について公にすることは、捜査等に影響を与えるおそれがあることからお答えを差し控えたい旨説明。

また、防衛省としては、捜査等に十分配慮しつつ必要な調査を進め、可能な限り早期に調査結果を取りまとめてまいりたい旨説明。

○ 官房長官より、本件事故に関しては、捜査等に配慮の上調査が進められ、可能な限り早期に ARPA に関する点を含めた調査結果が取りまとめられると考えており、その結果が出次第必要な措置を講じてまいりたい旨説明。

平成20年12月
防 衛 省

海上自衛隊抜本的改革について

- 海上自衛隊は、連続した不祥事等を受け、再発防止とともに中・長期的な組織の体質改善を図るため、本年3月に海上幕僚長を長として、主要部隊指揮官等をメンバーとする海上自衛隊抜本的改革委員会（以下、「抜本的改革委員会」という。）を設置。
- 抜本的改革委員会は、全4回開催し、海上自衛隊の任務、教育、組織等について、現場部隊の意見などを踏まえ、幅広い意見交換を行った。
- 海上自衛隊は、抜本的改革委員会における議論を踏まえた改革の方針を全部隊に示すため、新しい年を迎えるにあたり「海上自衛隊抜本的改革の実行上の指針について」（海上幕僚長通達）を示すこととした。
（その骨子は別紙のとおり）
- 改革の実効性を高め、各種施策を着実に推進するために海上幕僚副長を長とする「海上自衛隊抜本的改革推進委員会（仮称）」を設置し、改革の方策の更なる検討、施策化の推進、実施の監督を行う。

平成20年12月

海上幕僚監部

海上自衛隊抜本的改革の実行上の指針について（骨子）

1 問題点の分析

一連の不祥事等の底流にある要因として、

- 平時からの任務が増大、多様化したことによる、護衛艦部隊等の人員不足による問題の顕在化。
- 冷戦期以来の我が国防衛の任務に加え、任務の多様化により、隊員の目的意識が分散・希薄化したこと。
- 長期にわたる航海で一般社会から離れるなどの厳しい艦艇乗員としての勤務環境と、現代の若者気質がかい離。更に、艦艇乗員は、戦闘艦艇という運命共同体の一員としての船乗り気質を醸成できる反面、指示待ちやときに刹那的な行動をとる場合がある。

などが考えられると分析。

2 改革の方針

「心身ともに健全で足腰のしっかりしたプロ集団たる海上自衛隊」を作ることを改革の基本方針とし、「物先行型から人・物均衡型の海上防衛力への転換」をその中核に位置づけ、「防衛力の在り方検討」等の各種検討との整合を図りつつ、改革を推進する。

3 改革の3本柱

防衛省改革会議が報告書において言及した改革の3原則である「規則遵守の徹底」、「プロフェッショナリズム（職業意識）の確立」、「全体最

適化をめざした任務遂行優先型の業務運営の確立」を踏まえつつ、以下を3本柱とし、改革を推進する。

(1) 「**装備と人員のバランスのとれた体制への転換**」

- 護衛艦部隊の充足率向上
- 定員の考え方の見直し
- 業務の削減と効率化
- 女性自衛官の採用・登用の拡大
- 多角的な広報の推進

(2) 「**プロフェッショナル養成態勢の再構築**」

- 入隊時教育の充実
- リフレッシュ教育の推進
- 艦艇長養成の仕組みの再構築

(3) 「**活みなぎる組織の再生**」

- 勤務と休養のバランスの確保
- 健全な余暇活動の奨励
- 隊務運営改善等による活性化
- 処遇の改善
- 就職援護の推進

4 フォローアップ体制

抜本的改革の実効性を高め、各種施策を着実に推進するために海上幕僚副長を長とする「海上自衛隊抜本的改革推進委員会（仮称）」を設置し、改革の方策の更なる検討、施策化の推進、実施の監督を行う。

なお、特別警備隊関係の課程学生の死亡事案等の、捜査・調査等が継続中の案件についてはフォローアップ体制の中で対応。